

はつが野1丁目・2丁目自治会 自治会費徴収細則

(目的)

第1条 この細則は、はつが野1丁目・2丁目自治会（以下本会という）会則第27条に基づき 自治会費の金額を制定することを目的とする。

自治会費の金額は自治会会則第6条の2にて、一戸につき月額500円と規程されているが、この金額を変更する場合は、当細則で規定するものとする。

(自治会費の金額の制定)

第2条 各年度の自治会費の金額は、理事会で審議されその議決により決定する。会費が500円より増額の場合は、自治会会則を変更することにより増額を行い、その会則変更については、総会の承認を得なければならない。

自治会費を減額する場合および減額した会費を元に戻す場合は、理事会の議決だけで決定し、総会にその結果を報告するものとする。

(年度毎の決定済み自治会費)

第3条 各年度の自治会費は下記の表の通りとする。

年 度	期 間		月会費
	開始	終了	
平成16年度	2004/10/1	2005/3/31	¥500
平成17年度	2005/4/1	2006/3/31	¥500
平成18年度	2006/4/1	2007/3/31	¥500
平成19年度	2007/4/1	2008/3/31	¥500
平成20年度	2008/4/1	2009/3/31	¥500
平成21年度	2009/4/1	2010/3/31	¥300
平成22年度	2010/4/1	2011/3/31	¥300
平成23年度	2011/4/1	2012/3/31	
平成24年度	2012/4/1	2013/3/31	
平成25年度	2013/4/1	2014/3/31	
平成26年度	2014/4/1	2015/3/31	

(付則)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。